

宇都宮市人事行政の運営等の状況の公表

宇都宮市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第3号）第4条第1項の規定に基づき、令和3年度の宇都宮市の人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。

宇都宮市長 佐藤 栄 一

1 職員の任免について

(1) 採用試験の実施状況（令和3年度実績）

試験区分	受験者 (人)	1次試験 合格者 (人)	2次試験 合格者 (人)	3次試験 合格者 (人)	最終倍率 (倍)
age22-29（一般行政）	498	261	110	79	6.3
age22-29（土木）	10	6	5		2.0
age22-29（建築）	4	3	2		2.0
age22-29（電気）	5	2	1		5.0
age22-29（機械）	2	1	1		2.0
【追加募集】age22-29（土木）	2	0	-		-
【追加募集】age22-29（電気）	0	-	-		-
age22-29（自己アピール）	17	12	4	4	4.3
age30-40（一般行政）	145	53	9	4	36.3
age30-40（土木）	2	2	2		1.0
age30-40（建築）	4	2	1		4.0
age30-40（電気）	7	2	2		3.5
【追加募集】age30-40（土木）	1	0	-		-
【追加募集】age30-40（電気）	4	1	1		4.0
行政職					
保育士A	34	20	14	9	3.8
保育士B	9	5	2	2	4.5
保健師	26	23	14	8	3.3
司書	46	5	2	1	46.0
age18-21（一般行政）	92	27	11	5	18.4
age18-21（土木）	4	2	2		2.0
age22-29（身障・一般行政）	0	-	-		-
age18-21（身障・一般行政）	2	1	1		2.0
育休代替任期付（一般行政・1回目）	4	4			1.0
育休代替任期付（一般行政・2回目）	9	6			1.5
育休代替任期付（建築）	0	-			-
育休代替任期付（保育士）	0	-			-
育休代替任期付（保健師）	0	-			-
育休代替任期付（司書）	0	-			-
消防職	187	59	18		10.4

- ※ 保育士A、保健師、司書、栄養士：採用時の年齢が29歳までの者を対象とした試験
- ※ 保育士B：採用時の年齢が30歳から40歳までの者を対象とした試験
- ※ 育休代替任期付（一般行政、建築）：採用時の年齢が18歳以上の者を対象とした試験
- ※ 育休代替任期付（保育士、司書）：採用時の年齢が20歳以上の者を対象とした試験
- ※ 育休代替任期付（保健師）：採用時の年齢が21歳以上の者を対象とした試験

(2) 採用の状況

区 分	試験採用	選考採用	再任用	計
行政職（人）	121	11	フルタイム 17 短時間 11	160
技能労務職（人）	0	0	フルタイム 4 短時間 0	4
消防職（人）	18	0	フルタイム 0 短時間 4	22

※ 採用者数は、令和3年4月2日から令和4年4月1日までに採用された者です。

※ 選考採用は、職務の特殊性等により競争試験が馴染まないため選考により採用された者です。

※ 再任用は、定年退職者等の中から従前の勤務実績などに基づく選考により、期間（1年以内）を定めて採用された者です。なお、任用期間の更新者は、含みません。

(3) 退職の状況（令和3年度実績）

区 分	定年退職	早期退職	普通退職	再任用満了	その他	計
退職者数（人）	62	25	32	29	24	172

2 職員数について

(1) 定員適正化計画の進捗状況（各年度4月1日現在・単位：人）

区分		年度	2	3	4
計画	職員数		3,250	3,250	3,250
	前年差		-	0	0
	増減率		-	0%	0%
計画対象職員数	職員数		3,248	3,233	3,234
	前年差		-	▲15	1
	増減率		-	▲0.46%	0.03%
全職員数	職員数		3,286	3,293	3,295
	前年差		-	7	2
	増減率		-	0.21%	0.06%

※ 令和2年度までの計画は「組織整備・定員適正化に関する方針（平成27年3月）」によります。

※ 令和3年度の計画は「組織整備・定員管理に関する方針（令和2年3月）」によるもので、数値目標ではなく、目安となる職員数です。

※ 国体に係る体制整備に必要とされる人員については、事業の性質や規模を踏まえ、平成31年度の増員分から計画対象職員数の対象外としています。

(2) 部門別職員数の増減と主な理由（各年度4月1日現在・単位：人）

部局名		年度		増減	主な理由
		3	4		
議会事務局		23	23	0	
市長部局	行政経営部	117 (3)	116 (3)	▲1 (0)	減) 集配業務に係る執行体制見直し
	総合政策部	104 (3)	88 (2)	▲16 (▲1)	増) 地域振興・財産活用室の設置、公共交通利用促進等に係る体制強化、人口対策・移住定住推進室の設置 減) 副参事（駅東口整備担当）兼駅東口整備室長の廃止、地域政策室の廃止、育児休業等への対応の終了、主幹（都市ブランド担当）の廃止、駅東口整備室の廃止
	理財部	233 (8)	234 (7)	1 (▲1)	増) 欠員補充
	市民まちづくり部	300 (13)	301 (13)	1 (0)	増) 病休等対応
	保健福祉部	427 (14)	441 (13)	14 (▲1)	増) 欠員補充、病休等対応、主幹（健康増進・保健予防担当）の設置、育休等対応、コロナワクチン対策室の設置（R4.2月整備済） 減) 主幹（感染症対策担当）の廃止、栃木県派遣の引き揚げ
	子ども部	273 (10)	278 (8)	5 (▲2)	増) 主幹（児童福祉監査担当）の設置、子育て・子育て応援施策推進に係る体制強化、栃木県への派遣開始 減) キッズゾーン整備終了
	環境部	130 (6)	117 (3)	▲13 (▲3)	増) 廃棄物処理施設の維持管理等に係る体制強化 減) 東横田清掃工場の稼働終了、地域振興事業に係る時限配置終了
	経済部	129 (6)	132 (6)	3 (0)	増) 駅東口交流拠点施設のMICE 誘致等業務の移管受、観光コンベンション協会派遣（勤務地指定）、欠員補充 減) 栃木ブレックス派遣の引き揚げ
	検査室	9 (0)	9 (0)	0 (0)	
建設部	315 (4)	318 (8)	3 (4)	増) 参事（LRT担当）の設置、LRT開業に向けた機運醸成に係る体制強化、LRT駅東側整備に係る体制強化、公共施設等における雨水貯留施設整備に係る体制強化 減) 次長（総合治水担当）の廃止、都市基盤保全に係る執行体制の見直し	

市長部局	都市整備部	182 (8)	200 (5)	18 (▲3)	増) 次長 (NCC担当) の設置, 副参事 (駅東口整備・まちなかにぎわい担当) の設置, NCC推進課の設置, 市街地整備に係る体制強化, 欠員補充 減) 参事 (NCC担当) の廃止, NCC推進室の廃止
	国体・障害者スポーツ大会局	69	70	1	増) 総務広報課長の専任化, 行幸啓対応に係る体制強化
	会計管理者出納室	16 (1)	16 (1)	0 (0)	
	計	2,304 (76)	2,320 (69)	16 (▲7)	
消防	455 (11)	454 (12)	▲1 (1)	減) 退職による欠員	
上下水道局	226 (12)	224 (11)	▲2 (▲1)	増) 水質管理課の設置, 公共下水道整備に係る体制強化, 欠員補充 減) 生活排水課の廃止	
教育委員会事務局	251 (14)	240 (11)	▲11 (▲3)	増) 欠員補充, 主幹 (宮っ子ステーション担当) の設置, 不登校対策・特別支援教育に係る体制強化 減) 体育館空調整備業務に係る時限配置の終了, 教職員人事管理システム構築業務の終了, 子どもの家等選定業務に係る時限配置終了, 東・上河内図書館等への指定管理者制度導入	
選挙管理委員会事務局	10	10	0		
監査委員事務局	10	10	0		
農業委員会事務局	14	14	0		
総合計	3,293 (113)	3,295 (103)	2 (▲10)		

※ ()内は, 再任用短時間勤務職員であり, 各計及び主な理由には含まれません。

3 職員の給与について

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (年度末)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 令和2年度 の人件費率
令和3年度	517,346人	2,514億 1,179万円	64億 4,819万円	308億 9,965万円	12.3%	10.9%

※ 人件費には, 特別職に支給される報酬等が含まれています。

(2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

区 分	職員数 (A)	給 与 費				1人当たり 給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤 勉手当	計 (B)	
令和4年度	2,976人	114億 8,287万円	35億 401万円	47億 9,253万円	197億 7,941万円	665万円

※ 職員手当には、退職手当は含まれていません。

(3) 職員の平均給与月額・平均給料月額・平均年齢（令和4年4月1日現在）

区 分	平均給与月額	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	413,339円	322,702円	41.8歳
技能労務職	360,443円	314,966円	55.7歳

※ 給与月額とは、給料及び職員手当（期末・勤勉手当、退職手当を除く。）の合計額をいいます。

(4) 職員の初任給の状況（令和4年4月1日現在）

区 分		宇都宮市			国	
		試験区分	初任給	2年後 の給料	試験区 分	初任給
一般行政職	大学卒	age22-29	188,700円	202,400円	総合職 (大卒)	186,700円
					一般職 (大卒)	182,200円
	age30-40	231,500円	243,500円			
	高校卒	age18-21	160,100円	171,700円	一般職 (高卒)	150,600円
技能労務職	中学卒		146,100円	154,900円	—	—

※ 一般行政職とは、各種窓口業務や政策・行政経営などの内部事務に従事する事務職員、土木・建築などの設計・監理業務に従事する技術職員です。

※ 技能労務職とは、自動車運転手・清掃作業員・道路補修作業員・給食調理員などです。

※ 一般行政職は行政職給料表、技能労務職は技能労務職給料表が適用されるため、給与体系は異なります。

※ 技能労務職については、平成10年度以降採用していません。

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和4年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	261,323円	368,739円	396,371円	418,417円
	高校卒	227,453円	283,817円	344,157円	385,493円
技能労務職	高校卒	—	—	—	335,500円

※ 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合、採用時からの年数をいいます。

※ 技能労務職の経験年数10年、20年、25年は、該当する職員がいませんでした。

(6) 一般行政職の級別職員数の状況（令和4年4月1日現在）

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	計
標準的な職務内容	主事	主事	主任主事	主任	総括専任	係長	課長	部次長	部長	
職員数	153人	288人	285人	405人	268人	384人	137人	31人	22人	1,973人
構成比	7.8%	14.6%	14.4%	20.5%	13.6%	19.5%	6.9%	1.6%	1.1%	100.0%

(7) 期末・勤勉手当の状況（令和3年度実績）

区 分	宇都宮市		国	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
6月期	1.275月分	0.95月分	1.275月分	0.95月分
12月期	1.125月分	0.95月分	1.125月分	0.95月分
合 計	2.400月分	1.900月分	2.400月分	1.900月分

※ 職制上の段階、職務の級などによる加算措置があります。

(8) 退職手当の状況（令和3年4月1日現在）

勤続年数	宇都宮市		国		宇都宮市平均支給額 (令和3年度支給実績)
	支 給 率		支 給 率		
	自己都合	早期・定 年	自己都合	応募認定・ 定年	
20年	19.6695 月分	24.586875 月分	19.6695 月分	24.586875 月分	自己都合 429万円 早期 2,025万円 定年 2,060万円
25年	28.0395 月分	33.27075 月分	28.0395 月分	33.27075 月分	
35年	39.7575 月分	47.709 月分	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分	

※ 定年前早期退職特例措置として、2～45%の加算があります。

(9) 地域手当の状況（令和4年4月1日現在）

支 給 対 象 地 域 等	支 給 割 合	支給対象職員数
東京都特別区	20%	5人
宇都宮市(※)	6%	3,298人
医師	16%	1人

※ 市外に所在する市の施設などに勤務する職員を含みます。

(10) 特殊勤務手当の状況（令和3年度実績）

支給職員1人当たりの平均支給年額		167,425円
職員全体に占める支給職員の割合		17.1%
手当の種類（手当数）		18
代表的な手当の名称	支給額の多い手当	感染症等防疫手当
	多くの職員に支給されている手当	消防手当

(11) 時間外勤務手当の状況（令和3年度実績）

支給総額	1,492,108,398 円
職員1人当たりの平均支給額	451,607 円

(12) 扶養手当の状況（令和4年4月1日現在）

扶養親族	行政職給料表	手当額（月額）
配偶者	7級以下	6,500 円
	8級	3,500 円
	9級	—
子		10,000 円
父母等	7級以下	6,500 円
	8級	3,500 円
	9級	—

※ 扶養手当の支給内容は、国と同じです。

※ 「行政職給料表7級以下」には、技能労務職給料表が適用される職員を含みます。

※ 扶養親族たる子のうち満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子については、1人につき5,000円が加算されます。

(13) 住居手当・通勤手当の状況（令和4年4月1日現在）

区 分	宇都宮市	国
住居手当（月額）	借 家 28,000 円以内	28,000 円以内
通勤手当	交通機関	最長通用期間の定期券相当額
	交通用具（月額）	2,000 円から
	支給限度額	55,000 円

※ 住居手当は住宅を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に支給されます。

※ 通勤手当は、通勤距離が片道2km以上ある職員に対してのみ支給されます。

※ 交通用具には、自動車・バイク・自転車該当します。

(14) 特別職の報酬等の状況（令和4年4月1日現在）

区 分	市 長	副 市 長	議 長	副 議 長	議 員
報酬等月額	1,109,200 円	902,400 円	800,000 円	710,000 円	670,000 円
期末手当	4.3月分（令和3年度支給割合）				

※ 令和4年度は、市長、副市長について、月額6%の減額を行っています。（上記は、減額後の額です。）

4 職員の勤務時間、休日、休暇及び服務等について

(1) 勤務時間及び休日（令和4年4月1日現在）

勤務時間	午前8時30分から午後5時15分まで (ただし、休憩時間（午後0時から午後1時まで）を除く。)
休日	・ 祝日（国民の祝日に関する法律に規定する休日） ・ 年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）
週休日	日曜日及び土曜日

※ 職場により異なる場合があります。

(2) 休暇、休業等（令和3年度実績）

休暇名等	実績	備考
年次休暇	平均取得日数 14.2日※1	・ 1年度につき20日 ・ 年度の途中で採用された者は、採用月に応じて付与
傷病休暇	平均取得日数 3.0日※2	・ 疾病・負傷で療養の必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 ・ 期間は90日以内（公務傷病、結核性疾患は1年以内、「がん」及び「精神疾患」に限り180日以内）
特別休暇	平均取得日数 9.6日※2	・ 公民権行使、ボランティア、結婚、出産、夏季休暇等、特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合 ・ 規則で定められた日数又は期間
介護休暇	取得者数 2人 ※3	・ 配偶者（事実婚含）、二親等以内の親族（同居の条件なし）を2週間以上にわたり介護する場合（時間単位の場合1日4時間まで） ・ 期間は6月以内（介護を必要とする日又は時間、時間分減額支給）
育児休業	取得者数 65人※3	・ 3歳に達していない子を養育する場合 ・ 期間は子が3歳になるまで（期間中無給）
育児部分休業	取得者数 48人 ※3, ※4	・ 小学校就学前の子を養育する場合 ・ 期間は子が小学校に就学するまで（時間は1日を通して2時間以内、時間分減額支給）
高齢者部分休業	取得者数 1人 ※3	・ 55歳に達した日から定年退職日までの期間に取得する場合 ・ 期間は55歳に達した日から定年退職日まで（時間は1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1の範囲内）

※1 休職、派遣者等を除きます。

※2 退職者、派遣者を除きます。

※3 令和3年度に新たに取得した人数です。

※4 同一人物で複数承認している場合があります。

5 職員の分限及び懲戒について

(1) 分限処分者数（令和3年度実績）

区 分	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
処分者数 (人)	0	0	46	0	46

※ 分限処分とは、公務の能率の維持やその適正な運営の確保の目的から、勤務成績不良、心身の故障等のため職員が十分に職責を果たせない場合に、職員の意に反して行う処分です。

(2) 懲戒処分者数（令和3年度実績）

区 分	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
処分者数 (人)	0	2	0	1	3

※ 懲戒処分とは、公務員としてふさわしくない非行がある場合に、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問い、公務における規律と秩序を維持することを目的とした処分です。

6 職員の研修について

(1) 行政職及び技能労務職（令和3年度実績）

区 分	研修名	受講者数 (延べ)
自己研修（職員が自主的に自己の能力開発のために行う研修）	自主研究グループ、通信教育講座 ほか	120
所属研修（所属長が所属職員に対し、職務遂行上必要な能力開発のために行う研修）	所属集合研修（教育委員会広報研修ほか）、市町村アカデミー派遣研修 ほか	201
基本研修（人事課長が職員に対し、職員として必要な能力開発のために行う研修）	新採用職員研修、実務研修、政策形成研修 ほか	2,661
合 計		2,982

※ 一部消防職を含みます。

(2) 消防職（令和3年度実績）

区 分	研修名	受講者数 (延べ)
学校教養（消防学校等に派遣し、消防職員として必要な知識及び技術を習得させる。）	栃木県消防学校派遣、消防大学校派遣 ほか	51
一般教養（職務遂行に必要な知識、技術を習得させる。）	特別研修、採用職員研修、監督者研修 ほか	455
合 計		506

7 職員の勤務成績の評定について

(令和4年4月1日現在)

<p>行政職 消防職</p>	<p>本市では、「頑張った者が頑張って良かったと実感でき、適正に処遇される制度の実現」を目指して人事管理制度を進めております。特に、人事評価制度については、「目標管理を用いた業績評価」と「標準職務遂行能力を用いた能力評価」の2つを柱とする人事評価制度を実施し、これらを昇任試験、人事異動などに活用しています。</p> <div data-bbox="507 459 1353 600" style="text-align: center;"> <pre> graph LR A[人事評価制度] --- B[目標管理を用いた業績評価制度] A --- C[標準職務遂行能力を用いた能力評価制度] </pre> </div> <p>[目標管理を用いた業績評価制度]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 目標管理とは 担当職務に関する課題や目標を明確にするものです。 ・ 制度導入の目的 目標管理を通して、市政の課題解決に対する職員の参画意識や主体的に職務を遂行する意識を醸成するとともに、職務を通じた能力開発を促進することから、結果として成果の向上につながるものと考えています。 <p>[標準職務遂行能力を用いた能力評価制度]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 標準職務遂行能力とは 職制上の段階に応じ、職務を遂行する上で発揮することが求められる能力です。 ・ 制度導入の目的 職員の能力を的確に把握することにより、職員の特性にあった人事配置を行うとともに、適切に処遇に反映させることで、職員のモチベーションの向上につながるものと考えています。 <p>目標管理の実施にあたっては、目標設定面接時（年度当初）において上司との面接を通じて目標を設定し、その後、中間面接（9月頃）において目標の進捗状況や目標の変更・修正等について話し合いを行い、進捗確認面接時（年末）において評価事実のすり合わせを行っています。また、上記2つの評価制度に基づく最終的な評価結果を開示することにより、公平性・納得性の向上に努めています。</p>
<p>技能労務職</p>	<p>職務内容の特性を踏まえた上で、仕事の量と質の項目において評価する「業績評価」と、標準職務遂行能力を用いた「能力評価」による人事評価を行っています。（一部の行政職場に配置された職員は、行政職人事評価制度を適用）</p>

8 職員の福祉及び利益の保護について

(1) 健康管理事業

事業名	内 容	受診者数又は受講者数
定期健康診断	定期健康診断・人間ドック	3,239人
各種がん検診	胃がん検診・肺がん検診・大腸がん検診・乳がん検診・子宮がん検診	1,497人
特殊健康診断	有機溶剤・特定化学物質・振動・深夜業務	501人
予防接種等	B型肝炎・破傷風・麻しん・インフルエンザなど	333人
健康相談	生活習慣病予防・ストレス相談・新採用職員の健康相談・過重労働相談・カウンセリング など	652人
健康教育	メンタルヘルス研修(年代別・管理監督研修など)	978人

(2) 公務災害・通勤災害

区 分	公 務 災 害	通 勤 災 害	合 計
令和3年度	4件	3件	7件

(3) 福利厚生事業

本市職員の年金制度及び健康保険制度は、共済組合（栃木県市町村職員共済組合）で行っています。その他の福利厚生事業は、宇都宮市職員互助会で行っています。

ア 共済組合について

(7) 令和3年度事業主負担金決算額 決算額 4,480,278,531円

(1) 事業概要

・短期給付事業

職員とその家族の病気、ケガ、出産、死亡、休業又は災害に対して必要な給付を行う。

・長期給付事業

組合員の退職・障害又は死亡に対して年金又は一時金の給付を行う。

・福祉事業

健康診査などの健康増進事業、住宅資金の貸付けなどを行う。

イ 宇都宮市職員互助会について

(7) 事業主負担金率（給料月額に対する負担金率）

	会員掛金	負担金	負担金割合（職員：市）
令和3年度	5.0/1000	1.3/1000	3.84：1

(1) 令和3年度の状況

a 令和3年度事業主負担金決算額等

決算額	会員数	会員1人当たり負担額
17,141,562円	3,428名	5,000円

※事業主負担金は、職員会館運営に係る経費に充てられています。

b 事業内容

給付事業	傷病見舞金	10,000 円	10 件
	災害見舞金	損害の程度に応じ最高 25 万円	2 件
	結婚祝金	50,000 円	66 件
	出産祝金	50,000 円	124 件
	入学祝金	40,000 円	112 件
	卒業祝金	40,000 円	127 件
	給付調整金	50,000 円	9 件
	弔慰金	会 員 期間 20 年以上 500,000 円 期間 20 年未満 200,000 円 配偶者 30,000 円 1 親等 20,000 円 死産児 10,000 円	56 件
	休業手当金	本人が負担すべき共済費相当分	18 件
	退会餞別金	5～10 年未満 10,000 円 10～20 年未満 20,000 円 20 年以上 50,000 円	121 件
元気回復 事業	カフェテリアプラン 事業費	100ポイント(10,000 円相当) 50ポイント(5,000 円相当)	3,315 人 113 人
	体育事業	ソフトボール大会 参加人数	0 人
		ボウリング大会 参加人数	0 人
	職場親睦事業	参加人数	3,146 人

※上記事業は会員の掛金のみで運営しています。

9 公平委員会の業務について

(1) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況

区 分	件数
令和3年3月31日現在の未処理件数	0
令和3年4月1日から令和4年3月31日までの措置要求の件数	0
令和3年4月1日から令和4年3月31日までの措置要求の処理件数	0
令和4年3月31日現在の未処理件数	0

(2) 不利益処分に関する審査請求の状況

区 分	件数
令和3年3月31日現在の未処理件数	0
令和3年4月1日から令和4年3月31日までの不服申立ての件数	0
令和3年4月1日から令和4年3月31日までの不服申立ての処理件数	0
令和4年3月31日現在の未処理件数	0

(3) 職員からの苦情の処理の状況

区 分	件数
令和3年3月31日現在の未処理件数	0
令和3年4月1日から令和4年3月31日までの苦情相談の件数	5
令和3年4月1日から令和4年3月31日までの苦情相談の処理件数	1
令和4年3月31日現在の未処理件数	4